

# 会 議 録

## 1 会議名

令和6年度 第7回金谷区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

○自主的な審議（公開）

（1）自主的審議事項について

## 3 開催日時

令和6年12月11日（水） 午後6時30分から午後7時50分まで

## 4 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名

- ・ 委 員： 村田会長、阿部副会長、長副会長、大瀧委員、大西委員、小竹委員、  
小林委員、小山委員、白石委員、滝澤委員、星野委員、益田委員、  
宮越委員、吉野委員（欠席2人）
- ・ 建築住宅課：伊藤参事、飯田係長
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、小池副所長、石黒係長

## 8 発言の内容

### 【小池副所長】

- ・ 浅野委員、土屋委員を除く14人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

### 【村田会長】

- ・ 会議の開会を宣言

- ・ 会議録の確認：大瀧委員と大西委員に依頼

— 次第2 自主的な審議（1）自主的な審議事項について —

【村田会長】

次に次第3 自主的な審議（1）自主的な審議事項について に入る。

事務局より説明を求める。

【小池副所長】

前回の会議において、自主的な審議テーマの候補について話し合っていた。その中で、滝澤委員提案の「空き家対策について」を取り組むテーマとするか話し合うための参考として、担当課である建築住宅課から市の空き家対策について説明してもらうことになった。

本日は市の空き家対策について理解を深めていただき、そのうえで改めて金谷区地域協議会として取り組めるかどうか話し合っていたきたい。

【村田会長】

建築住宅課に説明を求める。

【建築住宅課：伊藤参事】

- ・ 資料1により説明

【村田会長】

ただ今の説明について、質疑を求める。

【滝澤委員】

2点質問がある。平成28年から空き家バンクを運営しているということだが、私は令和3年頃から拝見しているが、その頃はとても見づらく、写真も載っていないような状態のホームページであった。令和4年になって外観写真や情報が充実し、見やすくなって掲載件数も増えたのはわかっている。非常に良くなったのは確かである。

隣の妙高市では市が空き家バンクのホームページを運営しているが、なぜ上越市では宅建協会などに依頼しているのか。宅建協会はホームページを持っていて、そ

ここに登録している物件が多数あって売却をしている。先ほど空き家バンクでは低価格の物件を中心に掲載しているとおっしゃったが、結構高額なものも載っているし、宅建協会が運営している別のホームページでも低価格で売却している。なぜ、市が運営しないで宅建協会に委託しているのか。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

空き家情報バンクについては、市で運営しており、ホームページは市で用意して更新作業を行っている。物件の仲介を宅建協会の不動産業者、あるいは全日本不動産協会の業者が行うという形になっているので、運営を宅建協会に丸投げしているわけではない。空き家情報バンクの運営はあくまで市で行っている。

**【滝澤委員】**

私も空き家バンクを利用したときに、この物件について教えてほしいと尋ねたところ「この物件は〇〇不動産に連絡してほしい」と言われた。その点は理解できるが、町内会長から報告を受けた空き家を、市が直接相談を受けて、市独自の判断でホームページに掲載することはあるのか。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

市が独自で載せていくことはない。あくまで空き家を持っている方から、空き家情報バンクに載せたいという相談を受けて、その中で宅建協会や全日本不動産協会の中の不動産業者による相談会を受けていただき、契約を結んでいただいてからホームページに掲載し、売却を図っていくという形になっている。市とすれば、ぜひ空き家情報バンクを使ってくださいということで、先ほど説明した管理不適切空き家、経過観察空き家の所有者の皆さんにバンクの利用を促してはいるが、市が直接空き家情報バンクに物件を掲載するということはない。あくまで売り主の了解を受けて行っている。

**【滝澤委員】**

宅建協会が特定空き家や管理不適切空き家を自分のところで専任媒介すると言ってくれるようなことはあるのか。普通、業者はそういった面倒な案件は扱わないと思うのだが。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

なかなか流通しないものもあろうかと思うが、相談を受けたときには、まず宅建協会の中でこの物件を扱っていただくことができるかという流れになる。両協会と空き家バンクの協定を結ばせていただいていることから、これまで基本的にそこで駄目だということにはなっていない。まれに「非常に古くて、解体して更地としたほうがよいのでは」という例はあるが、基本的には、ご相談いただいたものについては宅建協会や全日本不動産協会の中で業者を割り振っていただいて、空き家情報バンクに掲載という流れまでもっていけるような状況になっている。

**【滝澤委員】**

そこが一番難しい点だと思う。業者はやはり右から左に売れるような、手間がかからない高額物件を扱いたいと考えると思う。そこに、市が主体となって運営する意味があると思う。宅建協会で受けるのはあくまでも自分たちの商売になる物件であり、受けるにしても内心では受けたくないという気持ちが働くと思われる。

次に、空き家対策の取組の中で、特定空き家除却補助金とか空き家除却補助金というのがあるが、予算件数はあるが今年度の実績件数が載っていない。この件数を教えていただきたい。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

今年度については特定空き家の除却が5件、空き家の除却に1件の利用があった。

**【滝澤委員】**

ほぼ予算どおりの件数ということか。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

特定空き家にあと1件枠があるので、募集を続けているところである。空き家の除却費については今年度の募集は終了している。

**【村田会長】**

他にいかがか。

**【小林委員】**

現状は行政が狙っているように、思いどおりに動いていると考えているか。満点ということであれば結構だが、何か足りていないこと、これから改善が見込まれる

こと等があればお聞かせ願いたい。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

街なかを見ても、これはひどいと思われるような空き家が散見されることがあるかと思う。市では、こうした危険で老朽化している特定空き家がなかなか減っていかないことを大きな課題として捉えており、様々な取組を行っているが思うように減っていかないことについて危機感を持っている。今年度も予算をつけながら取組を進めているが、特定空き家が増えていくペースに、減らしていく手立てが追いついていない。全国的に見てもそういう状況だと思うので、我々としても何か違うことをしなくてはならない。助言、指導をしても反応がない、聞いていただけない空き家所有者もいらっしゃるほか、相続ができていなくてどうすることもできないとか、土地と建物の所有者が違うとか、建物を所有していた法人が解散してしまったとか、何かしら抱えている課題があって、簡単に売ります、買いますとはいえないような事情がある。そうした問題は、弁護士や司法書士の力を借りないとなかなかうまくいかないと実感している。

**【小林委員】**

所有権の問題や何らかの大きなネックがあることによってなかなか進まないことはわかったが、やはり今後は空き家をできるだけ増やさない方策に打って出さなければならないと思う。この考え方は基本的に間違っていないと思うが、空き家情報の把握方法など運用面で何かまだやれるところがあるのではないかな。一般市民からの通報も含めて、空き家数把握の正確性を上げていくとか、空き家になる前から、あるいは空き家になった瞬間に狙い撃ちするような形の取組が必要と思う。その辺のアプローチを地域と一体になってやるしかないかと改めて認識させていただいた。

滝澤委員が言われているように、一般の業者があまり関わりたくない物件については行政が主体となってやるべきと思うし、放っておいても売れるものは空き家バンクに載せる必要はない。逆に空き家バンクを経由したからこそ得られるメリットをもっと前面に出して、物件を探している方が最初に市の空き家バンクを見てもらえるような流れをつくっていくことが必要と感じた。

**【村田会長】**

他にどうか。

**【宮越委員】**

町内会からの空き家の情報把握の際に、どこまでの内容を答えてもらうのか。宅建協会の斡旋をしてもらってもよいという同意を取り付けた空き家について、収集しているのか、それとも小林委員が言われるように関係なくすべての空き家をあげてくれと言っているのか。

また、今回滝澤委員が提案しようとしている内容が、非常に大事な論点がある。それというのは、あくまで空き家といえども個人の財産だという前提に立たなくてはならないということである。そうしたときに他の市の事例で財産権も多少凌駕して乗り越えてクリアする秘策を展開しているという事例があるかどうか知りたい。

今、空き家だけについて考えているが、民有林も同じ問題が起きている。市の中にある民有林、県有林も荒れ放題、さらには国全体の民有林、これはほとんど市町村林またはそれ以外の個人の林である。上越市でも板倉区や牧区、その民有林が管理されていない、柿崎区でもあるが荒れ放題で倒木が出ている。大雨が降った時に災害をおこしている。そうしたときに行政がどうするかというと、何も出来ない。倒れた木でも財産である。

もう一つわかりやすいのは、どんどん農家がいなくなって、不耕作地が山にも平場にもたくさんある。これは、行政が、または他人が手を出してよいかというと、これも全く同じだと思う。そういった意味で空き家が自分の家のすぐそばで、直接迷惑がかかりやすいということを考えると苦慮している対策なのだと思うが、他の市で一步踏み込んだ対策を取っているところがあるのかどうか。

今回、滝澤委員が懸念されている部分は、行政が空き家対策をもう少し本腰をいれてやらないと空き家が増えるということだ。利益を追求する宅建協会では不利なものはやらないだろうという前提でいくと、市が管理し、またはテコ入れした方がよいのではないかというのは、市民の目線からは当然だと思う。ただ、行政の限界を考えたときにどこまでできるか。または、他の市でそれを超えて何かしようとしているところがあるのかどうか。事例があればお知らせいただければと思う。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

まず町内会からの報告は、町内会長には、「新しくひどくなった空き家があれば教えてください。危険な空き家があれば教えてください」というようなことでお願いをしている。町内会にはその空き家の所有者の方から、市のほうに情報を載せてよいですかとか同意を取っていただくというところまでは求めておらず、あくまで町内会長として、ここはもう人の出入りがなくて、空き家だと思われるものをこちらに挙げていただいている。そこがどういう使われ方をしているかについては、市のほうで、例えば住民票を調べたり、改めてご近隣の方にお話を伺ってどれくらいここが使われていないのかお聞きしており、概ね1年以上使われていない場合、空き家だと判定させていただいている。ここは実は別荘みたいな形でたまに帰ってきているとか、定期的ではないが草刈を業者に頼んであるということになれば、私どもでは、そこは空き家とは認定しないという形で町内会からの空き家については処理をしている。

もう1点、個人の財産であるということ乗り越えて、他市で空き家対策に取り組んでいるかというところ、なかなか、法律を飛び越えるわけにはいかない、分からないが、いわゆる非常に危険な空き家に対して行政代執行という形で、解体して除却していくというところ、各市の考え方の中で、濃淡があらうかと思う。実は上越市では、これまで、いわゆる略式代執行といって、所有者がもういなくなった建物を解体して除却をしたというのが1軒だけある。反対に申し上げるとそれしか今までやってきていない。まさに行政代執行という形で所有者がわかる方に対して、市の方で除却をして、そのお金を払ってください、払えなければ財産差し押さえますというような行政代執行までは踏み込んでいないのが実情である。こういったところについては、他市町村とは、濃淡があって、行政代執行をやっていらっしゃる市町村は当然あるが、私どもからすると、なかなかその個人の財産であるところに税金を入れて除却・解体していくというのは、本当にその空き家が非常に危険でこれは近隣の住民の方に被害が及ぶというようなところまで来ないと、なかなか難しいのかなというのが今の実情かと思う。

#### 【宮越委員】

市で、町内会から空き家情報が挙がってきたものを、現場を含めて追加調査する。

それ以降の対策や、宅建協会との連絡だとかいろいろやることがあると思うが、今現状でこの業務に携わっている担当者は何人いるのか。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

係で申し上げると3人である。住宅対策係が3人で行っているが、空き家専門でやっているわけではなくて、別の業務、例えばリフォーム補助のような業務も合わせてやっている状況なので、マンパワーという面で言えば、もっと人がほしいなどというのは本当のところである。

**【宮越委員】**

分かった。2つ目の点では、財産権に踏み込むのは、日本のような自由民主主義の国では、個人の財産に手を出してはいけないというのが、行政であっても駄目だという原則でお答えになったと思う。これは社会主義、共産主義であれば、国が何とでもできるという、この大きな違いはこの根幹にあるのかと思う。滝澤委員の気持ちはわかるし、市全体の空き家を考えたときにこのままでよいのかという疑問が出発だろうと思うが、そこには、先ほど伊藤参事が答えられたような、財産権の問題をどう踏み越えるかというのがない限り、NPO法人にもお願いしながらしていくのだろうとそんな感じでお聞きをした。

**【村田会長】**

他にどうか。

**【大西委員】**

仲介業者の宅建協会と全日本不動産協会の役割は、同じことをされているのか。それで、なぜ増やしたか。相談は市役所でされているのか。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

市役所であったり、協会のほうで指定した場所、今は、月に3回相談会をしている。1回は市役所、1回は宅建協会、1回は全日本不動産協会というような形で相談を受けている。

**【大西委員】**

相談とアドバイスみたいな指導も入っているのか。

**【建築住宅課：伊藤参事】**



相談というのは、基本的には空き家情報バンクに載せていくための相談になるので、相続の相談をしたいとかいうのはまた別である。あくまでこれは空き家情報バンクに特化した相談という意味でとらえていただければと思う。

**【大西委員】**

この2者にした理由は、1者では手が足りないので増やしたのか。同じ機能のものを二つにするというのは、数が捌けないという理由ぐらいしか思いつかないのだが。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

私どもの問題意識とすると、少しでも空き家情報バンクの件数を増やしたかったものである。最初は宅建協会とお話する中で合意を得てスタートしていったが、その中で、もっと増やすにはどうしたらよいかといった時に、全日本不動産協会にもお声がけをしながら、そちらも入っていただくことで、今ほどの、例えば相談会業務をたくさん受けていただければ、それだけ相談にも乗っていただけるというようなこともあって増やした。基本的には空き家バンクを少しでも数を増やしたいというのが、最初の問題意識ということになるろうかと思う。

**【大西委員】**

一部の地域を回っていて感じるのだが、財産放棄をすれば相続しないでよいと思っっている方たちとか、相続放棄して市に任せちゃうと思っっている方とか、いろいろいらっしゃるが、その辺の知識の啓発みたいなものは、広報とかそういうところに載せながら啓発していくのか。そういう教育をやっていかないと認識がやっぱり違う。財産放棄をしても、私たちは滝澤委員から管理者責任というのが残っっていると聞きしたが、そういうのは相続放棄をすれば終わると思っっている方がたくさんいて、その辺を何か今後考えていらっしゃるのかお聞きしたい。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

私どもの空き家に対する周知啓発が足りないだろうというようなご指摘かと思う。現状でも、年に1、2回、広報上越で空き家のページをもらってやっているが、今ほど言われたように、相続放棄というような少し難しい話題はなかなか広報では取り上げにくく、分かりやすい内容の周知にとどまっっているというのはご指摘のと

おりかと思う。また、我々としてやっているのが、空き家の対策セミナーで、年に1回、例年2月に市民プラザでやっているが、そちらのほうでは、もう少し詳しいお話とか、併せて無料相談会も開催している。そこでは、より専門的な相談もあらかじめ相談内容を聞き取って、答えられるような、相続の専門家とか弁護士を用意して相談を受けられるようにしている。ただそれも年1回のセミナーなので、今ほど委員の言われるような、もっと法律的な問題とか、こういった義務があるとか、その辺の周知が足りないというのは、ご意見として承る。

#### 【大西委員】

多分、相続放棄する人たちは放棄するから相談会には行かない。相談会は家のことを最後まで責任持とうとする方たちは行かれるが、両親が住んでいて、もうこっちは居なくて県外に出ているからいらないという方たちも大勢いて、そういう方達はなかなかそこに行きづらい。健康セミナーは地域でいろいろなところに呼ぶと無料で講義してくださることが多いが、そういうセミナーみたいなものを、空き家ではなくて家をきちんと保つとかそういうところから入って行って、将来につなげるような形をとっていけば少しは入りやすいのではないかな。

あともう一つ、この空き家バンクに登録する際に県外にいらしてご両親が亡くなられて家がそのままになっていて家財道具もそのままの場合、空き家バンクに登録できるのかというところで、登録できたとしたら、例えば、水道、水回り関係が壊れているとか、ガスが壊れているとか、そういう欠陥状態のときに登録できるか教えほしい。

#### 【建築住宅課：伊藤参事】

空き家バンクの登録について、県外の方からのご相談があって、例えば、先ほどの無料相談会については、その場に来ていただかなくても電話でやりとりする中でお聞きして、空き家バンクの登録まで持っていられるという方もいらっしゃる。ただ、どこかで必ずお家の鍵をお借りして中に入って写真を撮ってという作業が出てくるので、そういったところを郵便だけでできるのかというようなところはあろうかと思う。そこは基本的には業者のほうで上手に使っていただいているのだろうと思う。今ほどの入居してみたら水道が壊れていた、何か物品が壊れていたという瑕

疵があろうかと思うが、この辺が我々上越市として、空き家を仲介することをしていない理由の一つでもあり、宅建協会と全日本不動産協会のプロの方から売主と契約を結んでいただいて、そういったトラブルが起きないように進めている。

**【宮越委員】**

相続放棄する人が、「相続放棄するよ」と宣言したからといって、相続放棄にはならない。例えば相続放棄した場合、市でも県でもなく国に寄付しなくてはならない規定になっているので、その手続きをみずから、または司法書士なり弁護士なりしていない場合は相続放棄にはならない。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

私ども相続放棄の話を知ると基本的には、家庭裁判所のほうに相続放棄の届け出が出ているかどうかというところを確認させていただくような形になる。その国庫に帰属というところについては、そこは今、現実的には進んでいないと思うので、相続放棄したイコール国が引き取るのかと言ったら、そうっていないのが現状かと思う。

**【大瀧委員】**

空き家の問題だが、これは、今のところ、空き家の問題が発生している地方公共団体が対応する形で進んでいるが、よく考えれば、その所有権の問題というのが絡んでくるので、これは国全体が基準を作らなくてはならない。上越市のようにいろいろなことを一生懸命に努力されることを私は否定しているわけではないが、とにかく個人の所有権の問題だから、国が考える問題だ。

**【村田会長】**

そのことについて、担当課の見解をお聞かせ願いたい。

**【建築住宅課：伊藤参事】**

国のほうでも空き家法が、令和5年12月に改正をされた。その中で、市としてできる裁量が少し増えた。例えばマンパワーが足りないということに対しては、社団法人やNPO法人を空き家の管理活用支援法人ということで、市のほうに手伝えるような仕組みを作ったり、代執行をするときに緊急代執行だったら、命令を飛ばしてもいいよとか、国とすれば少しずつそういった法改正の中で市としてできるこ

とを増やしているという実情もあるが、今ほど委員のおっしゃるとおり、どうしても市としてできることに限界があるのも事実である。空き家を持っている方からすると、この空き家をどうしたらよいのかという時に頼れるのは市町村であろうかと思うので、我々とする今できることを粘り強くやって、少しでも空き家問題を解決していく必要があると考えている。

**【村田会長】**

非常に熱心に協議いただいた。これで、建築住宅課の説明を結びとしたい。あとは私どもで意見交換をするということとする。

(建築住宅課 退室)

**【村田会長】**

空き家対策について、私たちがさらなる会議を進めていくか、自主的審議事項へと結びつけていくように進めていかなければならないが、滝澤委員にしてみれば、4月から8か月の長期間、いろいろ協議してきたがなかなかまとめがうまくいかないという状況になっている。今日改めて建築住宅課から直に説明をいただいた。その結果をもって、さらにこれを進めていったほうがよいか皆さんに取り決めていただきたいと思います。今日、ご質問いただいた小林委員いかがか。

**【小林委員】**

私は前回もお話しさせていただいたとおり、議論することは有意義だと思う。ただ、やはりハードルは高い。滝澤委員が描いているその最終的なゴールに辿り着くのかどうかは、これは誰もわからない。ただ、その地域単位でやれることとか、その実績が少しでも行政を何か変化させることに繋がる可能性があるのなら、ぜひ議論したいと考えている。

**【村田会長】**

私も勉強不足で、自主的審議事項にしなければ議論ができないのか。そういうことはないような気がするので、私たちがこれまでいろいろ意見を言い合ってきたのは、自主的審議に結びつける何物でもないのかなと考えているが、できること、できないことをわきまえながらと思うが、宮越委員いかがか。

**【宮越委員】**

私も正直、今回こんなに市の政策内容ができていたというのは初めて知った。これはやはり行政の場合限界はあると思うが、PR不足だと思う。その前提に立ったときに滝澤委員の提案とこの業界で関わってこられた問題意識を考えたときに、滝澤委員の提案された内容で今日の建築住宅課のこの制度と照らし合わせての残すものがあるかどうか検討審議はあってもよいと思う。その上で、市の制度をより良くするための提案になるのではないか。ただそういった経過を自主的審議ということであれば、それもありがたと思う。

**【村田会長】**

滝澤委員、この自主的審議事項としての道筋をつけながら、今日、建築住宅課から説明いただいたことも踏まえて、引き続き議論を続けていくというご意見があるが、滝澤委員のお考えは、私たち金谷区地域協議会として取り決めて、市のほうへ意見をしていくというのがねらいだろうと思うが、ただ時間がかかっている。その点どうか。

**【滝澤委員】**

まず、自主的審議事項にするかしないかをここで決められないか。

**【村田会長】**

それでは、皆さん自主的審議事項として、これをさらに深めて議論をしていこうとお考えの方に挙手を求める。

(挙手少数)

他の方は、自主的審議事項としては結びつけられないと思われていると解釈してよろしいか。

**【吉野委員】**

どっちとも言えないと思って手を上げられなかっただけで、反対とかではないのだが、そういう曖昧なのはどうしたらよいか。大事なことだが、すごいしっかりやっていそうな説明を受けた。だが、滝澤委員の言っているように、実際できていないではないかというのもあると思うし、何をどう審議にしていくのかがよくわからなかったから手を上げられなかった。

**【村田会長】**

滝澤委員から、自主的審議事項にするか決めてくれと言われたから、すぐにそれに答えて決をとろうとした。準備不足の感もあったかもしれないが、空き家の対策について、私たちは4月からずっと意見を言い合ってきているではないか。だから、自主的審議事項にしなければ、空き家対策について意見を論じることはなくなる。

#### 【滝澤委員】

継続審議で今回で7回目になっている。私は第1回目のときに提出して、第2回目ぐらいからこういう話が出ていたと思う。今の空き家対策を皆さんもお聞きになったら、市も頑張っているではないか。これでよいのではないかと思われるかもしれないが、先ほど、市の説明で、瑕疵担保責任と昔は言っていたが、何か壊れていれば、それを修繕する義務が基本的にはあるが、それについて私達は専門知識がないので、宅建協会に任せているのだというお話があった。今は契約不適合責任というが、大概の築何十年も経っている家は、契約不適合責任免責である。私が不動産業者から買うときも、まず全部、契約不適合責任、免責。何があっても文句を言わない。実際、水道を開けたら水道管が破れていたとか、給湯器が使えない、エアコンが使えないというのは、全部私の責任を持って、売主に責任を負わせませんという契約をしている。そういうふうになれば市も扱える。やはり、市はマンパワーが足りないと言っていたが、これ以上、今ここにも書いてあるように、3,000軒あるうち、載ったとは言っても57軒である。ほとんど載ってない。それは不動産業者がそんな面倒くさい物件を扱いたくない。これを扱わせるためには、市の担当者が行政の責任としてホームページに載せなければ載らない。宅建業者が、東頸城の山の中に行って10万、20万のものを売るなんてことはしない。だから、まず私が主張したいのは、市がもっと積極的に空き家バンクに関わらなくては駄目だということ。それから、年に1回町内会長に報告させているが、町内会長には誠に申し訳ないが、町内会長が空き家の出たことを把握したらすぐ市に報告する。そして、そこで空き家が出た瞬間にその持ち主にアクションを起こす。そのアクションの起こし方も、年1回とか2回とか3回ではなくて、とにかく最初に文書を送るなり、私は電話がよいと思うが、そういうことを何とか市に提案してそれをやっていけば、徐々に特定空き家に移行するものが減っていくと思うので、そういうことをこの金

谷区地域協議会で提案できないかと思って提案してきた。私もこの空き家対策について、市から何回も説明を受けているので、ずっといろいろな機会でもっとこうしたほうがよいのではないかと言っても変わらないので、こちらで自主的審議事項にしてもらえないかと思った。皆さんがしないというのであれば、私ができる範囲でこつこつやるだけである。

**【小竹委員】**

確認したいのだが、今までずっと議論してきたですごく勉強なってよかったが、自主的審議事項にしないと意見書等は出せないのか。

**【小池副所長】**

自主的審議事項として、テーマを決めていただくと、それが上越市のホームページにも載って公の形になり、地域の皆さんにも金谷区地域協議会で今こういうこと話し合っているのだということをお知らせすることになる。その上で、空き家対策がテーマになった場合、何を話し合っていくのかもこれからの検討になるが、審議した上で、市に意見したほうがよいというものがあれば、意見書というものが出せるという形になっている。

**【小竹委員】**

今まで十分自主的審議をしてきたのではないかと思う。これだけ議論をしてきたことに対して、金谷区地域協議会として市に意見書を出してもよいのではないかと思う。ここから自主的審議にして、新たにどれぐらいの議論ができるかということ、もうかなり出尽くしたのではないか。今日の市の建築住宅課の説明も受けた上で、そこに追加で意見を出すというのが、一つのゴールでよいのではないかと思ったのだが、いかがか。

**【村田会長】**

私の進め方が不備だったので、理解を得ないで手を挙げていただいたりしてしまったが、今、滝澤委員のお話、それから小竹委員の話等々、もう一度私たちの現状を改めて皆様方に振り返っていただいて、非常に時間は長くかかっているが、まだ引き続き自主的審議事項として取り扱いながら話し合いをするということを皆様方に求めたいと思う。それで、自主的審議事項ということになるがよろしいか。改

めて14人の皆様方に自主的審議事項として取り扱うということで、もう一度、決  
の取り直しをさせていただいてよろしいか。

**【小竹委員】**

決をとるところで自主的審議事項にしないとなった場合、おそらくこれで話は終  
わると思う。多分皆さん悩まれている方も、私を含めて多いのかと思う。私として  
は、ゴールを一つ明確にしたいので、市に意見書を出せるものは出したい。自主的  
審議事項にしなければ意見書を出せないのであれば、自主的審議事項にしようとい  
う考えである。自主的審議事項にしなくても、今の段階で、それなりに議論してき  
たので、意見をまとめられるかなと思うので、意見を出せるのであれば、わざわざ  
自主的審議事項にしなくても、金谷区地域協議会からこのような意見が出ていると  
いう形で出せばそれでもよいかと思っている。

**【小池副所長】**

自主的審議事項として取り組むかどうか決めていただきたい。本来、自主的審議  
は、地域でどんなことが今困っているか、課題であるかを皆さんから出していただ  
いて、その上でこの課題テーマについて、例えば空き家だったら空き家の問題につ  
いて、皆さんどう思っているか課題を掘り下げていくというステップを踏んでいく  
ものである。

今回、滝澤委員が最初から市に空き家対策について訴えたいという意見書に似た  
ようなものを出していただいたという経緯がある。そのため、もしこれから話し合  
っていくのであれば、この意見書の原案のようなものについて話し合っていくよう  
な形にはなるのかと私は考えている。審議のゴールというのは、その意見書を出す  
のがゴールなのかというと、そうではないし、皆さんで話し合っ  
て折り合いをつけて、例えば地域に何か呼びかけるとか、できることを考えていくのも自主的な審議  
である。まずは、今金谷区地域協議会として何もテーマがない状況なので、一つ決  
めて、課題を解決するためにできることを話し合っ  
ていただきたい。

**【小竹委員】**

上越市に意見書を出すばかりではなくて、担当課の話を聞いて行政のほうの発信  
力というのも弱いかなと思った。なので、この金谷区の皆様に対して上越市はこの



ような取り組みをしているという発信を金谷区地域協議会で後押しするような取り組みを、一つの目標にするという方向でもよいということか。

【村田会長】

意見をいただいたが、自主的審議事項にするために皆様方のご賛同いただかないとならないので、改めて賛成の方に挙手を求める。

(挙手多数)

皆様方のご賛同をいただいたので、時間はかかるが引き続きこれを深めて、審議するということでもよろしいか。行政も宮越委員が言ったように、もう少し積極的にPRしてもよい。せっかくいろいろなことをやっているのを、もっと市民に、当事者に話が伝わるとよいと思う。

以上で次第2 自主的な審議(1) 自主的審議事項についてを終了する。

### — 次第3 事務連絡 —

【村田会長】

次に次第3 事務連絡に入る。

事務局に説明を求める。

【小池副所長】

事務局からお知らせだが、12月25日発行で金谷区地域協議会だよりを発行させていただく。皆様のご自宅に配布させていただくが、その中に今自主的な審議ということで、空き家のことも話題に出ているということで、お知らせをさせていただくので、そちらのほうも読んでいただければと思う。

・ 次回の会議の日程を確認

・ 第8回協議会：令和7年2月12日(水) 午後6時30分から 福祉交流プラザ

【村田会長】

阿部副会長の方から、締めをお願いしたい。

【阿部副会長】

・ 会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。